

○ 第三者行為求償事務の更なる取組強化について（令和３年８月６日保高発 0806 第１号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第１ 各保険者における体制・取組の強化について （１） （略） （２） 第三者行為による被害の早期の把握に向けた取組強化について 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 46 条及び第 71 条の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者は、第三者行為による被害の状況等を広域連合へ届け出なければならないこととされている。第三者行為求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被保険者からの届出（以下「傷病届」という。）を確実に実施いただくことが重要である。このため、以下の取組を進めていただきたい。 （従来からの取組の拡充） 平成 27 年通知において、 ① 療養費、高額療養費、葬祭費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けること ② 診療報酬明細書、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト等」という。）の点検により、傷病名や病院名等から、第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと ③ 新聞やニュース等の報道情報を活用して交通事故等の発生やその状況等を把握すること 等をお示ししていたところであるが、これらの取組状況を改めて点検し、一層拡充することで、傷病届が早期に、確実に提出されるよう、促していただきたい。 また、第三者行為求償事務の担当職員と療養費等の担当職員が異なる場合は、連携して対応することが重要である。	第１ 各保険者における体制・取組の強化について （１） （略） （２） 第三者行為による被害の早期の把握に向けた取組強化について 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 46 条及び第 71 条の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者は、第三者行為による被害の状況等を広域連合へ届け出なければならないこととされている。第三者行為求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被保険者からの届出（以下「傷病届」という。）を確実に実施いただくことが重要である。このため、以下の取組を進めていただきたい。 （従来からの取組の拡充） 平成 27 年通知において、 ① 療養費、高額療養費、葬祭費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けること ② 診療報酬明細書、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト等」という。）の点検により、傷病名や病院名等から、第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと ③ 新聞やニュース等の報道情報を活用して交通事故等の発生やその状況等を把握すること 等をお示ししていたところであるが、これらの取組状況を改めて点検し、一層拡充することで、傷病届が早期に、確実に提出されるよう、促していただきたい。 <u>さらに、①については、限度額適用認定申請書又は限度額適用・標準負担額減額認定申請書に記載欄を設けることも有効と考えられることから、取組の拡充に当たっては、検討いただきたい。</u> また、第三者行為求償事務の担当職員と療養費等の担当職員が異なる場合は、連携して対応することが重要である。

(関係機関との連携体制の構築)

各広域連合において、第三者行為に起因する事案を早期に把握するに当たっては、警察、消防、保健所、消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関から、関連情報の提供を受ける体制を構築することも効果的である。例えば、連合会と連携し、域内の消防機関や個人情報保護審査会と調整を行い、広域連合への情報共有の取り決めに締結する等の対応も考えられることから、個人情報の取扱等に留意しつつ、体制構築に向けた検討をお願いしたい。関係機関・団体との調整にあたっては、都道府県及び市町村（特別区を含む。）と十分に連携いただきたい。

(医療関係機関との連携の強化)

上記②の点検を進めるに当たっては、医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日付け保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)により、診療報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。

このため、医療機関により当該記載がなされることが重要となるが、別添2のとおり、医療関係団体に対し協力依頼を行ったところであり、各広域連合におかれても、管内の医療関係機関との連携体制の構築に努めていただきたい。

(3)・(4) (略)
第2～第4 (略)

(関係機関との連携体制の構築)

各広域連合において、第三者行為に起因する事案を早期に把握するに当たっては、警察、消防、保健所、消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関から、関連情報の提供を受ける体制を構築することも効果的である。例えば、連合会と連携し、域内の消防機関や個人情報保護審査会と調整を行い、広域連合への情報共有の取り決めに締結する等の対応も考えられることから、個人情報の取扱等に留意しつつ、体制構築に向けた検討をお願いしたい。関係機関・団体との調整にあたっては、都道府県及び市町村（特別区を含む。）と十分に連携いただきたい。

(医療関係機関との連携の強化)

上記②の点検を進めるに当たっては、医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日付け保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)により、診療報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。

このため、医療機関により当該記載がなされることが重要となるが、別添2のとおり、医療関係団体に対し協力依頼を行ったところであり、各広域連合におかれても、管内の医療関係機関との連携体制の構築に努めていただきたい。

(3)・(4) (略)
第2～第4 (略)